

## 第1回 原子力広聴・広報アドバイザー・ボード

日時 平成23年11月10日(木) 15:00～16:30

場所 経済産業省別館5階第513共用会議室

出席者 小林傳司委員長、北村正晴委員、佐倉統委員、辰巳菊子委員、宗像雄委員  
経済産業省大臣官房政策評価審議官 宮本聡、  
資源エネルギー庁長官 高原一郎、同庁長官官房総合政策課長 後藤収、  
同庁電力ガス・事業部政策課長 三田紀之、同部原子力政策課長 吉野恭司  
同部原子力立地・核燃料サイクル産業課長 森本英雄

### 1. 開会

(電力ガス事業部政策課長三田(以下「三田課長」))

それでは、ほぼ定刻になりましたので、第1回原子力広聴・広報アドバイザー・ボードを開催させていただきます。本日はご多忙のところ、委員の先生方におかれましてはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

まず、議事に入る前に、長官の高原より一言ごあいさつ申し上げます。

(資源エネルギー庁長官高原(以下「高原長官」))

資源エネルギー庁長官の高原でございます。本日は、大変ご多忙の中ご参集をいただきまして、心から御礼を申し上げる次第です。

今般、第三者委員会の調査をしていただきまして、原子力発電に関わるシンポジウムの運営において、資源エネルギー庁の職員が不適切な行為を行ったことが明らかになりました。エネルギー政策の遂行に当たり、透明性や公正性というのは最も大切な要素でございますが、これを損なう行為があったことにつきましては、私どもは極めて深刻に受け止めているところです。国民の皆さま、またなканずく立地地域の皆さま方に心からお詫びをしなければいけないと思っております。資源エネルギー庁としては、こうした事態を二度と起こさないように、再発防止策に徹底的に庁を挙げて取り組んでいかなければならないと思っております。私も、職員を前に、今回第三者委員会でご指摘いただいたことについての重みというか、大きく反省すべきことが多いことについて、庁を挙げて再発防止に取り組んでいこうと申したところです。具体的には、今日もお配りさせていただいておりますが、シンポジウムの運営に関して行動規範を定めさせていただきました。また、このア

ドバイザリー・ボードを設置させていただいて、本日、委員の先生方にお集まりいただいた次第です。小林傳司先生には、委員長への就任をお願いし、お引き受けいただいたところです。シンポジウムの運営、あるいは地元の方々の理解を深めていただくための効果的な仕組みにつきまして、検討、助言をいただくことをお願いしたいと思っております。ぜひ、忌憚のないご意見をいただければと考えております。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

(三田課長)

続きまして、小林先生からごあいさつを賜れば幸いです。

(小林委員長)

大阪大学の小林傳司と申します。今、高原長官からもありましたように、委員長を引き受けております。

私自身は、原子力関連のところでのお仕事を幾つかしてきた人間でございます。既に原子力委員会、あるいは安全委員会等でコミュニケーションの関係でいろいろとかかわった経緯がございます。また、現在も、原子力研究開発機構の安全研究審議会の委員をしております。

ただ、私のかかわり方というのは、20世紀を象徴する原子力技術というものが30年間をかけて社会との間でこじれにこじれるような関係をつくっていると。これは、もう少しまともな形にできないか、今のやり方ではいつまでたってもこの対立構造は解消できないだろうということを考えておりました。そういう自分自身の専門としての科学技術社会論という観点から、もう少しこの科学技術と社会の関係というものを根本的に考え直さなければいけないのではないかとということを主張してきた人間です。ですから本日、広聴・広報アドバイザー・ボードという形でコミュニケーションの専門家という形で位置付けられているようですが、ともすればコミュニケーションの専門家と申しますと、話し方が上手とか、パワーポイントの作り方が上手とか、司会がうまいとか、何かそういうテクニックとか、そういうところにどうしても関心が行くわけですが、そもそも何のために、何を目的として、我々は原子力について住民の方々、あるいは国民の方々と議論しなければいけないのかということが、やはり最初に議論されるべき問題のはずです。

そして、そこが明瞭になった上で、ではそれを実現するためにはどのようなやり方が本来望ましいのかという形で議論を進めるのが私は適切だと思いますが、歴史的にはそういう形にならずに、様々な取り組みが散発的、かつ今回問題を起こしたような形のものまで

含めて、いろいろ行われてまいりました。おそらく、これは3.11の福島の事故がなければ、今回のような問題が社会問題化することはなかっただろうと予想いたします。そのこと自体をどう見るかということも非常に大事な問題ですが、逆に言いますと、この3.11によって、我々は福島の方々に対しては非常に申し訳ないことですが、日本社会にとっては一度立ち止まって、もう一回冷静に根本的に、我々は、これからどうしていくのか、ということを考える機会を得ているのだと思います。ですから、従来の相場観的なものによって、それを微修正や、ちょっと繕う程度の形でこれからを進んでいくということは非常に難しいだろう、という覚悟を持って議論をするということは、一度ぐらいはやってみなければいけないと思っております。

ですから、本日は取りあえず、まず1回目でございますので、経緯と、今、資源エネルギー庁の方で行っておられる努力等についてご説明をいただいて、それについての自由な議論をすることから始めたいと思います。一度ぐらいは、ちょっとそもそも論のようなこともできればと思っております。

ただ、まだ暗中模索でございます。最終的にどんな落ちというか結論が出せるのかということについての確信も見通しも持っておりませんので、そういうことなしに自由に議論する場を取りあえずは始めていきたいと思っております。議事進行の点であまり自信はございませんが、よろしくご協力いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(三田課長)

ありがとうございました。他の委員の先生方についても、ここで紹介をさせていただきます。北村正晴東北大学名誉教授、東北大学未来科学技術共同研究センター教授です。

(北村委員)

北村です。どうぞよろしくお願いいたします。

(三田課長)

佐倉統東京大学大学院情報学環教授です。

(佐倉委員)

佐倉です。よろしくお願いいたします。

(三田課長)

辰巳菊子日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事です。

(辰巳委員)

辰巳でございます。よろしくお願いいたします。

(三田課長)

宗像雄弁護士です。

(宗像委員)

宗像雄でございます。よろしくお願い申し上げます。

(三田課長)

なお、今後の議論内容等によって、必要に応じ委員の追加を行うこともあり得ることについてご承知願います。

続きまして、お手元の資料を確認させていただきます。本日の資料は、資料 1 から 6、参考資料 1 から 4 です。過不足がございましたら、お知らせ願います。

それでは、以後の進行は委員長的小林先生にお願い申し上げます。

## 2. 議題

### 1. シンポジウム等の運営に係る行動規範について

### 2. 原子力広聴・広報のあり方について

(小林委員長)

それでは、議事を進行したいと思えます。それに先だって、少しでも簡単なルールとして委員の間でのお互いの呼び合いは「さん」付けにさせていただきたいと思えます。先生という言い方を入れますと、どうも堅苦しく、どう考えても、私より先に生まれたという意味で先生の方はいらっしゃいますが、あえて「さん」付けで統一させていただきたいと思えます。

それでは、まず議事の取り扱いということで、お手元の資料 3 をご覧いただきだと思えます。会場を見ていただくとお分かりのように、特に科学技術、原子力技術と社会とのコミュニケーションという問題ですので、当然のごとく、「議事は原則、公開とする」ということにしたいと思っております。それから、「議事録は、会議終了後、原則、1 ヶ月以内に作成、公開する」。それから、「3. 配付資料は、原則として公開とする」。「4. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開とするかどうかについての判断は、委員長に一任する。非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする」。この 4 点で運営していきたいと思っておりますが、この点についていかがでしょうか。よろしいですか。基本的に 4 のようなことはあまり起こらないと想定しております。もう全

部公開というのが原則だという理解で進めたいと思っております。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は、行動規範、それから資源エネルギー庁のなさってこられた原子力広聴・広報の取り組みについてというものを、まず事務局からご説明いただきたいと思います。では、よろしく申し上げます。

(三田課長)

かしこまりました。先ほど、長官からも申し上げたように、当庁の第三者委員会の報告書におきまして、当庁の職員が不適切な行為を行ったことが認定されたということです。これについての報告書を参考1としてお手元に配付しております。この参考1でお配りした最終報告書の中に、これらのさまざまな不適切な行為について一つずつ事実の認定が書かれています。また、併せまして、こういった問題がなぜ起こったかという原因分析及び再発防止策についてご提言をいただいております。

このうち、再発防止策について24ページをご覧ください。ここにありますように「組織による決意表面と職員への周知徹底」、そしてシンポジウムが一体どういう目的であるか、本来理解促進であることを忘れていたのではないかと、こういった「シンポジウム等の目的の共有」。そして3番目として、「地元住民の理解を深めるための仕組みの検討」ということで、これについては外部の有識者の知見も生かしつつ検討していくということです。この提言も受け、今回のアドバイザー・ボードを設立させていただいております。また、行動規範を策定するという、さらに規範の周知徹底、そしてガバナンスの強化といった再発防止について、この第三者委員会の方からご提言を受けております。これを受けまして、参考2にございますが、経済産業省全体として、ここにありますように、とにかく電力会社に対して参加や意見表明を要請するような働きかけを一切禁止するといった、「働きかけの禁止」、そして「行動規範の策定」、「アドバイザー・ボードの設置」を、10月4日に決定したわけです。これに基づいて、資源エネルギー庁および原子力安全・保安院において、それぞれこのアドバイザー・ボードの設置および行動規範を策定したということです。

行き来して恐縮ですが、資料4をご覧ください。こちらに、この資源エネルギー庁のアドバイザー・ボードの設置について、という紙がございます。「2.」にあります。このアドバイザー・ボードには、1点はこの行動規範への助言をいただくということ、そして先ほど小林先生からもございましたが、何と云っても地元広聴・広報のあり方、これを根本的に検討を行う。そして後は、現実にはシンポジウム等の運営がある場合には、これに

についてもチェックいただく。こういった点をお願いしたいと考えております。

それではまず、行動規範についてご説明します。資料5をご覧ください。

この行動規範については、10月を目途に策定ということで、10月31日に資源エネルギー庁として策定したものです。これについては、今後、このアドバイザー・ボード等のご助言も踏まえまして、今後、適宜修正したいと思っておりますが、現時点で、取りあえずはいったん規範を定めたものです。

中身ですが、「1. 総則」では、特に重要な原則として公正性、透明性の原則を徹底する。あるいは、公正・中立な立場から情報を提供する。また、科学的に分かりやすい説明をすると、こういった基本原則を示すとともに、2では、運営方法として先ほど申し上げましたが、(1)として、まず国としては電力会社等に対して参加、意見表明の要請の働きかけを全く行ってはいけない。それとともに、2番目に我々が働きかけをするだけでなく、事業者の不適切な行為を知った場合には、中止、または是正を指導するというので、ここにございますように、事業者と異なる見解を有する住民による参加や意見表明を排斥したり、あるいは参加者構成、アンケート集計結果に影響を与えることを目的として、例えば参加の動員ということでしょうか、こういった参加の要請あるいは質問意見の表明、アンケートの回答といったものを要請する行為、あるいは、内容を特定して質問・意見の表明等を要請すること。そして後は、一般住民のように装う。こういった不適切な行為を知った場合には、中止または是正を指導するという。また、私どもがシンポジウム等に参加する場合、われわれが主催しない場合、例えば地元が主催するシンポジウムに参加する場合に当たっても、その運営方法について、公正性・透明性を損なう恐れがあると認められれば、取りやめるということです。あと4番目は、目的の共有です。

「3.」は、むしろ説明方法について、信頼構築に重きを置く、双方向性、あるいは住民に予断を与えないような情報提供。疑問へ誠心誠意回答する。また、科学的に分かりやすく。こういった説明方法についての規範です。

「4.」は、こういったプロセスについて、私ども、きちんと事前に計画を策定し、そして自己評価すると、こういったプロセスを幹部職員まで含めてきちっと進めていくといったプロセスをきちんとすることが重要と思っております。

そして、「5.」ですが、最後に幹部職員の責務ということが規範としてございます。

以上が、行動規範です。

次に、原子力広聴・広報の取り組みについて資料6をご覧くださいと思います。こ

れは、簡潔ではございますが、私どものこれまでの広聴・広報の取り組みを説明したものです。

2 ページをお開きください。福島原子力発電所の事故の前は、国の方針は、原子力を積極的に推進するという方針でした。従って、この事故の前は、私どもはこういった方針の下で原子力の必要性・安全性等の情報提供に重点を置いてきました。

この下の「エネルギー基本計画」、昨年決まった計画においても、相互理解の促進をすることが重要です。従って、立地地域住民の声に耳を傾け、何を知りたいのかを把握する広聴、そして情報提供の充実を図る、広聴・広報を充実する。その際には、信頼関係への構築、双方向性を充実する。また、国民全体との相互理解の向上も重要だと。こういった方針が示され、これに基づいて進めてきたところです。

また、その手法につきましては、なるべくご理解を得るために、それぞれの関心に応じた形で、例えば、あまり今までご関心がなかった方には、様々な気付いていただく機会を提供する。そして、関心のある方には情報を提供し、さらに信頼関係を構築する。こういった形の考え方を当時は取っていたわけです。

そして、次のページです。ここにございますような全国あるいは個別の地点、あるいは特にサイクル、さらには廃棄物の広報といった形でそれぞれ分け、またその手法も媒体による広報、あるいはお互いのシンポジウム等の相互理解促進と、さまざまな形をなるべくうまく組み合わせるようにと考えてきたわけです。

5 ページに、当時の震災前のシンポジウム等において少しでもこれの相互理解を促進するようと思ひ、幾つか工夫をした点がございます。これだけご紹介させていただきます。例えば、異なるステークホルダー。これは、賛成・反対というだけでなく、例えば地元なり大消費地によって違うものですから、例えば立地地域の住民の方によるパネルディスカッションを電力消費地で行うといった取り組みを行って、問題意識を共有する。あるいは、シンポジウムの方法についても、基調講演をやめてディスカッションに集中する。あるいは、多くの方に知っていただくために中身を新聞掲載したり、ネットの動画掲載を検討したということです。また、意見が分かれる問題については、両方の意見の方の専門家によるパネルディスカッションを行うということで、企画段階から異なる意見を持つ専門家が率直に議論して対話ができるような取り組みをやりました。また、少人数での突っ込んだ対話ということで、反対も含めた形の様々な参加者が参加して、直接対話を行う。こういった幾つかの取り組みをしている点がございます。

その後、福島原子力発電所の事故の発生を受けまして、23年度現在、内容を見直しまして、大きく二つあります。一つは、放射線に関して、放射線の影響への不安に対して、正確な情報提供をし、的確に安全な行動が取れるようにするという事。一方で、風評被害の抑制を図るといった点の広報を行っております。特にこれは、福島県下で集中的に行っております。また、放射性廃棄物については、引き続きその処分を円滑にすることは重要だという認識の下、これについては少人数対話集會に重点を置いて進めています。いずれにいたしましても、震災後は原子力政策全体について見直しを行っているところで、白紙から見直しを行っておりますので、現時点ではこのような広報活動を行っております。

以上、多少長くなりましたが、私どもの取り組みをご紹介させていただきました。

(小林委員長)

どうもありがとうございました。それでは、この後はフリーディスカッションをしたいと思います。私の方から1点だけ確認をさせていただきたいのですが、今の資料6で22年度のさまざまな取り組みを紹介していただきました。5ページですが、このシンポジウム等は今回の第三者委員会による検証の対象としてそのような不適切なことがあったのか、なかったのか、ということをお聞き合わせの上でなかったということで対象にならなかったという、そういう理解でよろしいですか。

(三田課長)

ここに書いてありますものは今回の第三者委員会の対象ではございません。

(小林委員長)

対象ではない。そうですか。ということだそうです。

一応、今回、最初ですので、既に確定された行動規範、資料5、それから今の資料6について質問、あるいはご意見等いただければと思います。規範そのものについては、ここで、我々が何かを言って、それによっていきなり変わるとか、変更できるということにはなっていないかもしれませんが、少なくともこれが有効かどうかという観点からは、やはりきちっと皆さまのご意見をいただいた方がいいだろうと思います。

(三田課長)

ご意見をいただいて、まさに助言をいただいて、有用な意見を踏まえて変えていくという前提でございます。これを変えるべきところは、是非おっしゃっていただきたいと思っております。

(小林委員長)

だそうでございます。変えていけるということです。

あと、意見表明をするときには、何かこういうふうにするかどうかという提案が事務局にございました。これはEUの会議のやり方がこれです。手を挙げていただいても結構ですが、こういうやり方もあります。

あまり委員長がたくさんしゃべってはいけない、と言われておりますが、私は一応委員長として、事前に一生懸命読んだことがありますので、ちょっと幾つか気になったところを申し上げたいと思います。

まさしく「総則」のところですか。(目的)と書いてありまして、その3行目の「もってシンポジウム等を公正かつ透明に運営することにより、原子力発電に関する地元住民や国民との相互理解の増進に寄与することを目的とする」と書いてありますが、地元住民や国民と誰との相互理解なのかが私はよく分かりません。報告書を拝見すると、幾つかのものは法令というか、規定でやるのがほぼ義務づけされているシンポジウムですが、それ以外のものは義務づけられてはいないけれども、そのシンポジウムをやった後、首長がその受け入れを表明するという、そういう流れの中で重要な役割を果たしていたと書いてありました。今回問題になったシンポジウム等は、基本的には地元の立地地域のものが多かったような気がするのですが、だとすると、本来は「首長と住民の相互理解が目的」と書くのが一つの考え方ですが、そういう理解でよろしいでしょうか。そして、国民との相互理解というと、これは国とですかね。このあたりが実は分かるような、分からない書き方になっているという気がしましたが、いかがですか。

地元の立地の問題とか、そこでの再起動の問題、あるいはプルサーマルを入れるとか入れないという話になったときに、多くの場合、地域の協定がありますよね。だから、そこで了解を取るために首長が判断をする。そのためには、首長は住民の意向みたいなものを気にして動くという構造ならばよく分かります。そうだとすると、相互理解というのは首長と住民という話が一番すっきりしますが、そういうふうと考えていいのでしょうか。なぜこれだけ抽象的に書いているのかなということですが、これはどうですか。

(三田課長)

想定していましたのは、首長と地域住民の間の相互理解というよりは、むしろこの地域住民や国民の方と、一定の政策について意思決定をする場合、あるいはその政策判断について説明する際、国との相互理解というのを基本的には考えておりました。つまり、我々

が説明をし、理解を得る側です。われわれが相互に理解し合うということを増進する。国あるいは資源エネルギー庁と地元住民、あるいは国民の方と、こういう理解です。

(小林委員長)

そうすると、これはあくまで資源エネルギー庁の広聴・広報という枠組みの中で書いておられるということになるわけですね。そうすると、ここでは首長は出てこない構造というか、そういうものとしてお考えになっているということですね。

(北村委員)

今のところは多分、国の方は、資源エネルギー庁さんは今回の一連の不適切事象を受けて書かれたので、自らの立場として、こういうふうにといい、その主語が暗黙のうちに消えていたのかなと理解します。だから、それはそう入れていただいた方が修文としてよろしいのではないかと一つは思います。

関連して、せっかくですから、この同じ資料5でもう少し小林委員長の質問に付け加えさせていただくと、その次の基本原則のところ、「2) 公正・中立な立場からの情報提供」という表現があります。1番目の公正性と透明性については、実は第三者委員会の報告書の中にタームとして定義してあったと思います。それはよろしいです。だから、公正は定義されている、透明も定義されている。中立といいますが、国はやはり政策にある方向性を当然お考えだろうと思いますが、そのお考えになっている政策に対して中立の立場から説明することは、公正は分かるのですが、中立がさらに付け加えることの意味は、私にはどうも理解できないので、お伺いしたいなと思いました。

(小林委員長)

こういうところで中立というのはよく使われている言葉ですね。これが保安院だと、少しスタンスが違うのかもしれませんが、資源エネルギー庁の場合には、政策官庁として、政策があればそれを推進する側という立場を持っているのではないかと。それに対して、反対する人に対して、どんな中立の立場を取り得るのかということ、取れないのではないかとということですね。

(北村委員)

はい。

(小林委員長)

では、宗像さん。

(宗像委員)

私も、今の点に関しては、多分、二通りの考え方があり得るかと思います。実は、第三者委員会の中でも調査チームで議論しました。一つの考え方は科学的中立性であるという考え方です。そういう政策決定ということではなく、科学的中立性という考え方が主に使われて、そういう意味合いで使われていると理解し、調査報告書の方にはそういう前提でお書きしているかと思います。ですから、要は、学術的・学問的・科学的に偏頗な立場を取らないという意味だろうと推察いたします。

(小林委員長)

これは私が言っているのかどうか、分かりませんが、科学的中立性、それが大問題です。通常は、科学的中立というのが成立しやすい場面はたくさんありますから、科学が中立だというのは結構ですが、今回の福島の事故以降の部分でも、科学者の意見が分裂するわけです。そのときにどちらが偏頗な立場で、どちらが本来の立場で正しい中立かというのを、誰がどうやって決めるかというのが混乱したというのが、まさしく我々が今回見た風景だったと思います。恐らく、官邸もたくさんの専門家をお招きになって、様々な意見を聞くことによって、大変混乱されているように見えました。

ですから、科学的中立性という形でここを定義したら何かすっきりするかというと、これは当然、推進側の科学者の情報提供ではないかと思われることによって、もめているわけです。反対派の科学者の情報提供だという形で、また片一方で出てきて、それで両方がおかしいと言いつつという議論のとき、恐らくこの中立的立場は、現実の社会の構造の中で中立にあるという機能を果たしていない、というところをどうするかという問題が、やはりあるかと思います。

(三田課長)

私も、宗像委員からお話があったような、そういう中立性ということで、まさにそういう立場を取ってやれる部分があるのかなということではありましたが、むしろ、ここでの中立というのは一体どういうものか、一定の政策を持つ人間にとっての中立がどうかということ、本当に悩ましいところではありますので、むしろ、ぜひこの場でご意見をいただいて、我々もそこを少し考えられるようにしていただければと思います。この報告書を受けて一番考えたのは、科学的な正に中立性というところを持っていくことであったのは事実だと思います。

(北村委員)

ちょっと続けていいですか。現実的に中立性を担保するということは、私にはどうも原理

的なやり方では思い浮かばないのです。つまり、どの学説が中立かということは、それぞれ人間が立っている立場によって違います。私は原子力の世界にいた人間です。私が本当に真剣に中立であろうとしても、恐らく私の発言は中立には見えないという厳しい面があると思います。

なので、私は、今まで地域の方々とコミュニケーションの場を何十回か持った経験がありますが、そういう場の考え方としては、あえて意見の異なる方に両方出させていただいてということで便法として中立を担保するというところぐらいしか、今までは思い付いていません。やはり、少なくともそれが正解かどうか分かりませんが、一つの意見だけ、「これが科学の真実です」というのは、放射線の体に対する影響とか、それから非常に時間の長い高レベル放射性廃棄物の環境への影響というのも何か入ったときに、中立を主張する従来の科学型の基盤構築というのは、すごく難しいように思います。だから、私は正解かどうか分かりませんが、今、便法としてはそれをやってきたという事例だけ、一つお伝えしておきたいと思います。

(高原長官)

私は、この規範を事務方の中で10回以上会議をしています。今のご指摘で、表現に適切ではないところがあったかとも思います。他方、この公正・中立な立場からの情報提供というのは、さっきの主語の問題ともかかわります。この立場からの情報提供は、要はこの資源エネルギー庁の職員を念頭に主語として置いています。従って、両学説があるときに、Aという学説の方とBという学説の方と、まさに今、北村先生がお話しいただいたり、両方の方に情報提供いただくような立場で、職員が中立な立場からの情報提供を心掛けるということを行行動規範として置かせていただいた。そういうことを私どもは想定しているということだと思えます。

だから、一人の人間が両方を言うというよりも、情報提供をさせていただく立場の者として、こういう学説もあれば、こういう学説もあるということを中心に情報提供させていただくようにすべきだということ、ここで規範として申し述べておきます。まだ表現に不適切なところがあるかもしれませんが、そういうつもりでございました。

(辰巳委員)

同じような意味で、3番目も関係するのかなと思います。「科学的な正確性」という単語に対して、先ほどおっしゃったように、学説がいろいろあるということであれば、どちらが正しいのか。例えば、さっきの高レベルの廃棄物が1万5000年たったらもう大丈夫だと

言う方があれば、「いやいや、100 万年駄目だよ」と言う人もいらっしゃいます。多分、そういうことをおっしゃる方は、自分の信念というか、科学的に何か勉強なさっておっしゃっていると思います。

私が今一番気になるのは CO<sub>2</sub> の話です。温暖化が本当に IPCC でいわれているのが本当か、うそかという話が出ています。だから、そういうものも含めて、科学的な正確性という単語も同じ意味で気にかかります。

(小林委員長)

おっしゃるとおりで、科学的正確性が何かというのは、科学的中立性が何かとかなり密接にリンクします。やっかいなのは、こういう形の科学に基づいて政策決定をするという、そういう構造で政策の方々は考えておられます。それは当然だと思います。我々の社会は、科学に基づいて政策を決めましょうと。そのときに、例えば今おっしゃった CO<sub>2</sub> の問題で IPCC パネル、あれは科学なのかと言われると、微妙なのです。つまり、いわゆる我々がピュアサイエンスと呼ばれて、大学で理学部や農学部というところで研究をして学会誌に出しているペーパーの集積体とはちょっと違う性格を持っているのは IPCC パネルの報告書です。つまり、世界の科学、従来の意味での科学の知見を集約した上で、一定の判断と、それから政策オプションまでを書き込むような形でまとめられた報告書なのです。ですから、そこには一定の判断が入っているわけです。しかし、あれが国際的な形の報告書としていったん確立すると、政策当局は、これを基本にして、ものを考えるという形で交渉し、議論も立てていくという、そういう重みを持つようなペーパーになっています。

これは、放射線被曝で言うと、ICRP でしたか、あれもやはり IPCC パネルの報告書と似たような位置付けになっています。ピュアな個々のレフェリードペーパーと呼ばれているような、ああいうレベルとはちょっと違った判断と勧告の付いたペーパーになります。あれは、いわゆる科学ではない。こういうものをレギュラトリーサイエンスという言い方をしたりしますが、そういうものに基づいて政策決定をしています。まず、これは現実の描写ですから、実際そうやっているわけです。

問題は、そこには一定の判断があり、しかも違う意見があり、というときにどうするかという問題が、些細な問題に対しての意見の違いならばいいですが、かなり大きな問題についての判断をするときに異論という形で出てくると、これは政策当局は、非常に困るだろうという構造がある。それが現実に起こりつつあるのだらうと思います。放射線被曝は典型的にそうなっていると思います。

(佐倉委員)

佐倉です。今の問題に続けて受けて発言いたしますと、やはり対象自体が非常に複雑なシステムであり、原子力のプラント、発電所自体も複雑でしょうし、それをどう制御するか。ましてや、もし何かあったときにどれくらいの障害があつて、どのくらいの被害があるかというそのリスクの判定ということになると、ものすごく変数が複雑になって、なかなか複雑で巨大な現象を相手にしなければいけない状況だと思います。

そうしたときに専門家は、例えば私の所属している東京大学にも原子力物理学の専門家もいますし、原子力工学の専門家もいますし、放射線医学の専門家もいますが、それぞれやはり全然違うわけですね。リスクの起こった事象に対する評価の重みづけが全然違う。物理学者は物理学の立場から評価しますし、工学者は工学の立場から評価する。やはり、複雑な現象に対して専門家といえども「群盲、像をなでる」というような状況になっているというのが現状だと思います。

そうすると、科学的正確性というのが万能ではないというのはおっしゃるとおりで、ここに関して異論はないですが、大事なことは、科学的な情報以上に正確な情報もないということで、やはり議論をし、何か政策をするときにできるだけ客観的な証拠、情報、データに基づいた議論をするような場所をつくっていくことが大事ではないかと思います。だからそのときに、私たちは、例えばある発言をする人がどういう立場であつて、どういうところに力点を置いて、どういう重み付けをしてやっているのかということが分かるデータベースで議論ができるような場。そうではなくて、感情論的に危ないとか、大丈夫だとか、そういうことで空中戦をやってしまつては、いくら賛成派と反対派、両方が同じテーブルについても、生産的な議論にはならないので、同じ議論ができるようなそういう意味での科学的、あるいは客観的な土俵をつくるということが重要ではないかと思います。

(北村委員)

今の客観的な、あるいは科学的なものに漸近していくルールを作るということですね。今、答えは直接出せないけれども。それは、そのとおり、私も強く共感いたします。

それに関連して、資料6の5ページ目を開けていただきたいと思います。ここに「震災前(22年度)のシンポジウム等の取り組み」というのは、資源エネルギー庁が主催されたシンポジウムだと思います。4項目出ていますが、中に当然、1項目で何回もやっているものもあるかと思いますが、相当膨大なデータがあるはずで、こういうものに対して、結果を議事録のまとめみたいなものをホームページに公表されているとは思いますが、今、

佐倉委員がおっしゃったようなデータベース化というか、アーカイビングというか、将来的にそれを活用できるような情報にまとめていくという試みは、多分、とても手が回っていないのではないかと思います。

もし、回っているなら申し訳ないと思いますが、そうであれば、過去に、それから 22 年度と書いてあるので、実績はたくさんおありなのです。どこがどうこんがらがるのか、どういうところに問題があつて、どこら辺を重点的に説明すべきなのかということは、こういうものを真剣に見直すと、多分、一発で正解は出ないにしても相当程度見えてくるものはあるだろうと思います。それがなされて、それから資源エネルギー庁なり経済産業省の中で共有される。もっと言えば、霞が関全体で共有されるでもいいですが、そういうものがないと、何か非常に手探りで、いろいろな試行をされて、それぞれの方は大変苦労される。参加された方はご苦労されるのに、苦労された結果が先につながっていくのかなどいうことを危惧いたします。もし、これについても現状がどうなっているかお答えいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

(原子力立地・核燃料サイクル産業課長森本 (以下「森本課長」))

私は、実際事務局をやっているのでお答えします。この 5 ページに書いてあります 1 番、2 番は、ここに今具体的に書いてある場所、これは 3 カ所です。それより前の年度は、形は違いますが、似たようなもの、大体それぐらいの頻度でやっています。一方で、地層処分の双方向シンポジウムが数回やっています。これは北村先生にもアドバイスをいただいていると思います。さらに、ワークショップ等についても、かなり回数があります。先ほど三田もちょっと申し上げましたが、新聞掲載、ネット動画なども書いてあるので、基本的には記録は全部残してあります。あと、シンポジウムでオープンでやったものも映像をホームページに載せたりしていますが、震災後、資源エネルギー庁のホームページを閉じたりしている部分、一部データがなくなっているところもありますので、それが今出ていないものもありますが、資料としてはあります。

ある意味では、正に、我々の普段の仕事も、やった本人は現場にいたのでよく分かっていますが、そうでない人間は、ホームページ、あるいは DVD を見て、それでこういう議論があつた、こういうやりとりがあつたということ踏まえて、また次の工夫をやっているということです。ただ、先生がおっしゃるように、全省庁あるいは霞が関全体でとおっしゃいましたが、いろいろな他のところまで共有されているかということ、さすがにそこまでは見えることは見えると思いますが、我々側も、他のところを見ているかということ、原子

力委員会や他の原子力関係のところは、かなり我々見ておりますが、そのアーカイブというのは、そこまでされていないというのが現状でしょう。

(北村委員)

追加します。全体としてあることは、私もそうだと思っておりますが、やはりこれは実は透明性の議論とも関連しますが、議事録や資料を公開すれば透明なのかということ、それはそれで別な議論があろうかと思えます。やはり、疑問を持った人が何かを知りたいと思って、そのホームページなりパンフレットなりを見たときに、それはどこに何が書いてあるのか到底分からないような情報の公開が、「これは透明性のある公開だ」と、それでも主張する人はすると思えますが、私はもう一段、本当は踏み込んでほしいなと思えます。ここから事実として何が分かったのか、それから運用の知恵というか、ウィズダム (wisdom) として何が分かったのか。そういうことを明らかにしないで、たくさんやるのは大変消耗する話だなと感じております。なので、今、データはあるという話は承りましたが、ぜひ経験を共有していただきたいというのは、そのレベルのことではないということだけ付け加えさせていただきます。

(小林委員長)

貴重なデータがあるというのは私も知っていて、最近では省庁も議事録を全部公開されておりますので、それは大変結構なことだと思います。問題は、議事録を読んで分析をすることを誰かがやらないといけないのですが、恐らく、官庁の方々がそれをやるというのは、時間的にも大変制約があるだろうし、また官庁の方々が分析をすると、これはどうやってみても透明性というか中立性の観点から疑義を持たれてしまうのです。同じ内容を言っている、資源エネルギー庁の分析による要約という形で分析されたものではやはりうまくいかないだろうと。本来は、ここにこそ第三者というか、研究者による分析みたいなものをしてもらった方がいいのではないかと思います。

それと、今、われわれは何となくシンポジウム等という形で、テーマを限定せずに資源エネルギー庁が参加あるいは主催するシンポジウム全般について語っていますが、地層処分に関する問題や、放射性廃棄物に関する問題の現時点での状況においてやっているものと、それからもう既に原子力発電所が立地していて、そこでプルサーマルを受け入れるとか、再起動をどうするかという問題のためにやるようなシンポジウムとは、もう全然、前提条件が違っているので、獲得目標も本来変わるだろうし、目的も変わるだろう。だから、そこを全部まとめて議論すること自体が本当にいいのかという気がします。

多分、まだ地層処分に関して処分地も決まっていないうし、そして多様な意見を聞きましようというスタンスが、政策立案側にもまだありますよね。でも、プルサーマルに関しては、これはついこの間までは推進という立場は決まっていたわけで、受け入れてもらうためのコミュニケーションをやっていたわけです。やはり、違うものを行っているわけですから、それに応じてコミュニケーションの仕方というか、全然違うはずですよ。逆に言うと、比較的うまくいったのは、政策当局が原案を持っていなかったからですよ。地層処分とかできる、ここを処分地にしますという原案を持っていれば、こんなやり方は簡単にできないはずですよ。

そういう違いみたいなものは結構効いてくるので、一律の規範を現場に降ろしていったときに、現場の人々は非常に手足を縛られたような構造で動かざるを得なくなるということにもなりかねません。この規範が守りやすいのは、多分、廃棄物問題のワークショップのようなタイプだとやりやすいですよ。それぞれの違う立場の専門家も招いて、そして別に動員とかそういうこともかける必要もないだろうし、やらせ質問を仕込む必要もないだろうという形で設計するのは極めて容易ですよ。でも、プルサーマルとかそういうものになってきたときには、ちょっとそうはいかないという気分現場がなるという可能性は、私はあると、この規範を読んでいて思いました。

だから、目的が何かというところで、かなり抽象的に書いてありますが、理解を深めると、いろいろなところで出ています。この理解を深めるといのはどうやって測定するつもりで理解を深めるといのか、つまり、政策評価の問題だと思います。怒号が少なく、肯定的な質問の数が多いというのを理解が深まったと定義してしまえば、それに合わせた行動を取りたくなるというのは当たり前ですよ。逆に、反対意見がバンバン出ているということ自体が、理解が深まっているプロセスだと定義すれば、それはそれで、変わりますよ。だから、その部分の評価の基準が非常に単純に理解を深めるといふうに書いてあって、そうすると、現場の人間は何をやったら理解を深めたと認めてもらえるかと考えるのではないかという気がします。そのあたり、いかがですか。

(辰巳委員)

そもその話かもしれませんが、先生が、前提が異なるとおっしゃって、そういうことなのだと思いますが、私自身も今日ここに来るときに、何のためにやるシンポジウムかなと思いつながら来ました。つまり結果ありきで、その結果を理解させるために開催するシンポジウムが結構トラブルというか、問題になるのかと私も思っています。

ですから、結果ありきの説明を行う会合をシンポジウムという形でやるのが適切なかどうかということです。もう1回戻って、シンポジウムというのは、その場で結論が分からないけれども、パネリストがみんなで論争し、それぞれ聞いた人が、私はこの人が言っていることを理解するというように、そういう状況で自分の考えを固めていくという手法かなと私は思うので、違うのではないかと考えています。

(小林委員長)

目的ですね。

(北村委員)

その路線でもう一言いいですか。プルサーマルシンポジウムというのは、さっき委員長がおっしゃったように、方向としてはできています。国としてはやりたいし、やれると思っている。それを説明する場ですね。私個人としては、そういう場合は、もはやコミュニケーションというよりは、適切な情報伝達か、あるいは理解要請活動か何かであって、コミュニケーションという言葉を使った瞬間に、もう既に双方向性という意味があるような気がして、それはゼロからやり直しでなくても、ある種の双方向性がないとコミュニケーションではない。決まったことを心配な人には説明をしながら分かりやすく伝える。

プルサーマルはそうだし、恐らく、現在はちょっとよく分からない状態ですが、何かあって停止した原子炉を再起動するときに、保安院としてはオーケーを出す。安全委員会も問題ないと言っている。でも、地元の方にはとても不安がある。これの説明というのは、公正・中立とはちょっと違うのではないかという感じもします。

やはり、ここに書いてあることが大きな指針を書かれたにしても、実は、行われる催し事、企画の内容が既に多岐にわたっているので、この文章だけでくくると、いろいろなところが不自由になるだろうなという感じがしています。今日の段階でここがどうという結論の話ではなく、今、問題の頭出しだけだと思いますから申し上げているのですが、そういう点だけちょっと触れさせていただきたいと思います。

(小林委員長)

どうですかね。資源エネルギー庁として何か。

(辰巳委員)

もう一つ言っていていいですか。私たちもよく団体でシンポジウムとか、いろいろやったりしますが、そのときに参加者の数がすごく気になるのです。せっかく、こういう先生に来ていただいているのに、広い場所を取っているのにパラパラしか聞いてくれないと失礼か

などか、やろうとしている中身の本意とは違うところでいろいろな配慮が働くことも大いにあると思います。だから、ちゃんと目的が達すればいいのだというつもりで腹をくくるというところでしょうか。たとえ少なくとも、ちゃんと聞きたいと思って来ている人が参加してくれているということで、それはそれで価値があると。(小林委員長)

最終報告書ではそういうことを書いてありました。人数がちょっと少なくなったら、せっかくだから嫌だなという言葉が一種のサジェスションになって、だったらという形になる。これは、別に原子力の話だけではなくて、大学などでも同じような構造があります。何とか計画を立てて、そして達成目標を書いて、それが年度ごとにどうなっているかを評価するという、今の議論が政策評価する。それが馬鹿げた定量化を要求するわけです。そうすると、とにかく数が増えているということが自己目的化する、やっている人間も馬鹿馬鹿しいと思いながらやる。それが結果的に評価の部署に行くと、数が伸びていないではないか、というケチがつく。そういう悪循環を至るところで起こしている。それを何とかしないと、現場の人間は板挟みで苦しいだろうなという気はします。

(三田課長)

事務方がどこまで発言していいか分かりませんが、今の点につきましては、規範の(4)にも外観を重視するのではなく、集まった数、そういうことは、気にするなということになるべく明確にということで、少なくともやっている人間がそういうことを気にしないと。まさに、本当に理解を深めるということを目的として共有しようということをここで明確にしようと思って、ここを作ったということです。問題は、その理解を深めるという点についても、先ほど来お話がありますが、例えば3の(2)は、中立という言葉はどうかというご議論はございましたが、少なくともその意思決定をされる方にとって、少なくともその意思決定がどういう方向の意思決定であれ、予断を与えるのではなく、意思決定をする際に自らが必要だと思う情報を提供する、そういう考え方で行こうと。これが、先ほどのことにどこまでお答えできているか分かりませんが、少なくとも単にこちらの言ったことが分かりましたということではなく、自ら判断をする際に必要な情報をなるべく提供できたということが、一つの手法になり得るかと考えて、この(2)は作ってあります。(3)も、そういった疑問なりを、受け手の側が必要としている情報をできるだけ提供できるかということ規範の中に盛り込もうとしております。

(佐倉委員)

ちょっと確認させていただきたいのですが、今の件に関して、情報を受けた側の人が判

断する裁量がどれくらい残されているかというのは、先ほど来問題になっていて、それがかなりある場合と、もうほとんどない場合とで性質が違うのではないかという議論だったのではないかと思います。やはり報告書でも、一番にシンポジウム等の目的に対する不十分な認識は根底にあるという報告であり、そういう認識は多分共有されていると思います。もし、その目的というか性質に若干違うものが幾つか同じシンポジウムという言葉で語られていたのだとすると、それを違うような概念、言葉で表すことが可能なのかどうかご検討いただく、例えば、シンポジウムというものと説明会とか、何かそういう形にするとか、何かそこが可能であればご検討いただきたいと思った次第です。

(小林委員長)

ありがとうございます。資源エネルギー庁は、やはり政策官庁なので、政治的に決定されて、そして政策まで立案した上で説明会をするときに、修正の余地なしの原案を持っておられるわけですから、どうしてもご説明とご理解をいただくという構造にならざるを得ないのです。だから、そこに双方向性というのはものすごく限定的であって、やはりお願いをしているというだけの話なのですよね。違いますか。

(高原長官)

私はここで宗像先生がおられるから申し上げるわけではないですが、この第三者調査委員会の報告書は、そういったことに極めて配慮された、つまりそのシンポジウムの性格論ということに、私は6ページから7ページだと思います。これは、今、佐倉先生が言われた名称が適切かどうかという問題がある一方で、ある概念化をして、その公開ヒアリング、シンポジウム、説明会、それから立地地域の自治体、電力会社のシンポジウム等の関係とカテゴライズした上で、目的というのは比較的明示的に書かれた上です。従って、そういう地域の方々に理解を求めるといふ、確かにこれを一方方向的と考えるのか、双方向と考えるのか、その定義にもよると思いますが、少なくとも通常の何か説明とは違ったことをここで理解を求めるといふ形で、性格目的づけをここでお書きいただいて、その上で、しかし、今までのやり方の中に適切でないものが多かったとご議論いただいていると思います。これは、私どもは、いわば我々の行動規範を考える際の一つの大きなよりどころとして、正にこのことに今の先生方のご指摘に対する答えとして、私どもが実は第三者委員会から教えていただいたものを6ページの中に書いていると思っております。

(宗像委員)

宗像でございます。第三者委員会の調査報告書の28ページをご覧いただきたいと思いま

す。こちらの一覧表となったものが、調査対象になったいわゆるシンポジウム等というものです。よくよくご覧になっていただくと、実は、名称は必ずしもシンポジウムではないものがほとんどです。実のところ、説明会という名称のものが非常に多くて、それが明らかに政策決定が行われた、原子炉設置変更許可が行われた、出されているということを踏まえた説明会であることの認識は当然あります。

ただ、これが一つ言えることは、この名称と会議・会合の運営形態がパラレルであったかということ、そこが少々違うこともあるのかなと思います。ですから、説明会、例えば北海道電力プルサーマルシンポジウムというのが一番上にありますが、この運営方法と、その下にある住民説明会の運営の方法が、説明会とシンポジウムという名前の違いも実際は反映していたかどうかといいますと、ここは少々疑問があろうかと思います。ですから、概念化して説明会とすべきなのか、あるいはシンポジウムでいいか、こういう議論は、たぶん政策決定がなされた後の場合は説明会で、その政策決定の前提となるようなケースはシンポジウムだということがあるかもしれませんが、それが果たして会合の実態と合っているのかどうか。私、本当にコミュニケーションとしては素人ですので恐縮でございますが、先ほど来、先生方がおっしゃっているような目的とそれに基づいて策定すべき方法論と、どうリンクしていくのかということところは、正直、私ども調査委員会の中でも最終的な結論に全く至っておりません。

従って、調査報告書の中の24ページ(3)を是非ご覧いただきたいのですが、この「仕組みの検討」ということがございまして、先ほど事務局から説明がありましたが、ここに我々のような者が、私が有識者かどうかは別にして、先生方のような方の知見を生かしてということが入っておりますので、たぶん、ここが一つのメインになるのかなと思いますが、調査委員会の方でやはり議論していたのは、どういうやり方がいいのかと。私ども調査委員会のやったことは、私自身が申し上げるべきことだと思いますが、しよせん、既存の方式の枠の中で、言ってみればお行儀の悪いところがあったのか、なかったのかという議論でしかないのです。

ですから、誰が登壇するあるいは誰に発言させる、それもネットで中継する、しない、そういった既存の枠組み以外の方法でどういったところがあるのかということが、私も調査チームの一員として、正にこういうことについて検討をいただく必要があろうという意見を出したところで終わっているというのが、正に我々の知見の及ぶ外だったものですから、そういう形で論を閉じさせていただいている次第です。従いまして、私個人としまし

では、是非、先生方のこういったところについて今までの形にとらわれない何かご提案なり何なりということがお聞きできればと思っております。

(三田課長)

元々この第三者委員会のときには、一定の意思決定がある前のものを対象にされたと、そういうことですか。

(宗像委員)

そうです。一定の意思決定があった。意思決定というか、政策決定、例えば、そういう決定があった後に行われているケースですね。

(宮本審議官)

すみません。第三者委員会の事務局をさせていただいていた立場で正確を期して申し上げます。広い意味での対象としては、国が主催したシンポジウム等ということで、今、宗像委員がおっしゃったように、地元の意思決定に影響を与えたかどうかという限定は付けてはいません。そういう意味で、国が主催したもので問題があるものについて広く世の中、あるいは職員の意見、意見というか言葉は悪いですがタレコミを含めて募った上で、問題案件を洗い出してきました。

ただ結果的に、やはり資源エネルギー庁としても、あるいは保安院としても問題と思ったのは、特に地元の首長との関係で、その意思決定に影響を与える。結果的に地元の人たちの生活の判断にも大きな影響を与える、ということで、当初そういうものを調査したこともありますので、その制約のかかった国の主催したシンポジウムに結果的に調査が集中したということです。それが、先ほどご覧いただいた報告書の後ろについている41のシンポジウムです。

その結果、多くの報告書の記述については、先ほども宗像委員がおっしゃったように、やはりある程度の国としての政策が決まった後にそれを地元においてどう判断するかということのいわば参考になる形のシンポジウム。従って、プルサーマルのシンポジウム。それから、ちょっと法的に位置付けは違いますが、第一次公開ヒアリング、それから安全性について一度問題があったものをもう一回地元にご説明する。こういうものが一体となって記述されています。そういう意味でいうと、何も全く決まっていない段階で、広くエネルギー政策一般についてどうお考えですかというシンポジウムは、直接的なイメージとしては対象としない。こういうご理解でよろしいですか。

(宗像委員)

第三者調査委員会の資料で28ページをご覧いただくと、例えば、東京電力さんの名前を出して恐縮ですが、一番数が多く27件というものがありますが、こちらは、中越沖地震が起きてしまったこと、これに基づく説明を繰り返し行うというものですので、こちらについては特定の政策決定があつてどうこうということでは基本的にはないだろうとご理解いただいていいと思います。

あとは、例えば中国電力さんの下から四つ目の、島根原発の保守管理の不備等に係る住民説明会、こういったことも直接的なものではありません。ただ、例えばプルサーマルの問題、第一次公開ヒアリングの問題といったことに関しては一定の判断のもとで行われているということです。

追加で申し上げますと、結局、例えば国としての政策がある程度決まっているという時点で開催されるシンポジウムの場合は、語弊があるかもしれませんが、ある意味、自治体の長の安全協定に基づく事前同意をちょうだいする上での総仕上げ的な意味合いがどうしても強くなってしまいます。要は、様々な試みをやった後で、いよいよ最後に国の方からご説明をいただき、それをある種の実績として、首長さんからご判断いただき、事前同意をちょうだいする、という流れになってしまっております。それをシンポジウムというか説明会というかは別にして、いずれにしても、そういうシチュエーションといいますか、そういう磁場といいましょうか、そういう磁力が働いている中で行われてしまうので、やはり先ほど、どなたか先生おっしゃいましたが、どうしても何事もなく済めばいいなというふうに現場の方は考えがち、というところは確かにそうなのかなというのは、いろいろな方のお話を伺っている中では思います。特に、いろいろとマスコミ等でも取り上げられている情報も含めて考えれば、そういう自治体側の方の明示か黙示かは別にして、そういうようなことが自治体側にとってもプラスになっているということもあるのかなと。

(小林委員長)

では、そういう構造であるということをご皆さん誰も知らなかったのかというと、みんな実は知っていたという、そういう意味での出来レースをわれわれはずっとやってきているような感じはします。それはどちら側もみんな分かった上での出来レースをやっているような部分がどこかにあります。これをこのまま、我々はまだ続けるのかというのは、たぶん、問われているのだろうなという気はします。

やはり、ご理解を得ていただくと、相互理解でもご理解でも結構ですが、どこかで最終的にはみんなが理解してくれることによって物事を決めたいという、その理想像みたいな

ものをどこかに置いている感じがします。そして、それに対して異議を唱える人が出てくると、まだ説明が足りないから、もっと説明をしなければいけないという、こういう活動が繰り出されてくる。これはたぶん、逃げ水のような理想状況を、構造の中で広聴・広報活動の予算が付いてどんどん進める。しかし、永遠に終わらない構造にはまっているのに、みんなある程度気付きながら、最後のところの形を整えるということが求められるという中で、今、宗像さんがおっしゃったようなものが生じているという感じがどうしてもするのですね。実際、これは森本さんに聞いていいのかどうか分かりませんが、現場でいろいろとご苦労されていて、説明の仕方とか、対話の仕方を変えることによって全員がご理解いただける状況がつかれると信じておられますか。

(森本課長)

全く信じていません。

(小林委員長)

そうですね。全く信じておられない。そうすると、このご理解をいただくための広報の役割というのはどういうことだとお考えですか。

(森本課長)

これは私が自分でやるときに、すごく意を払うのは、地元の住民の方が自ら考えるだけの材料。材料というのは、必ずしも技術情報だけではなく、新聞にいろいろな論点が出ているのを見ると、これに対してどういう答えがあって、どういうことが言われているのだろうということに対して、やはり知りたいという欲求はあるのです。その中で結果、自分はどっちの意見になるかよく分からないですが、納得感をどこかで、たぶん見つけられるのではないかと。そのプロセスに役に立つことが、私は理解が深まることかなと思って自分でやっております。

その中で例えばこの北海道の泊のシンポジウムが一番上にあります。私はその場におりましたので、なるべく意見が噛み合うレベルの、でも推進、反対の方々に登壇していただいて、悪い意味では典型的な議論をやっていただくことで多くの論点がカバーできれば、聞いてもらえる方は必ずしも登壇されている方もやらせの演出ではなく、そこはコーディネーターの方が、どうやって引き出すかによりますが、よく言われる論点を出していただいて、それに対する甲論乙駁があると、それを聞いておられる方が、イエスかノーかは自分で判断していただくしかないですが、一定の、「これはこういうことだったのだな」というのを持ち帰っていただければ、これは非常に理解が深まったと思います。アンケートの

中で、例えばこういうことがよかったという自由記述があれば、それはある意味では目的に達したと、賛成だったから、反対だったからというよりは、やった意味があったという手応え感は、我々としてはあります。

それで、もう一つ気になるのは、そのときに別に賛成投票、反対投票を取るわけではないのですが、ある意味では立地地域の町・市・村の中では、首長さんへの意見が寄せられる場合、あるいは議会の議員の方に意見が寄せられる場合、これは我々が直接知らないところでも、いろいろなことがあると思います。そういう中で、さっき申し上げたシンポジウムだけではなくて、やはり発電所というのは常にそこにあるわけなので、365日ある中で、実際にどういうことが行われているかよく知っておられるので、そういう全てのことを総合的に見て、これはこういうことだと分かっていたかというの、これがあって初めて何かプルサーマルの話を持っていったときでも受け入れてもらえるかどうか、というのは、決まってくるだろうと思っています。

従って、このシンポジウムをやるときの目的は、今回はこの題材に関しては、こういうことがあり、国としては、こういう立場がありますからこれは説明いたしますと。そういうことに最大の意を払います。

さっき中立性という言葉がありましたが、科学的な中立性というのはもちろんありますが、これはある意味では非常に難しいというのはおっしゃるとおりです。もう一つは、政策面では国はもう決めていることで、それは説明する立場ですが、一方で、公益目的でもって国は説明しますが、電力会社と住民、あるいは電力会社と国民という意味では、場合によっては利益が相反する場合があります。国が結果的に政策を取る場合に、電力会社が言っていることに近い、あるいは別のことであれば料金なんかでは違う立場になるかもしれませんが、そういう意味での中立性というのは意識するということはあります。

電力会社が今回プルサーマルをやろうということと、国の政策としてやるのが合致していれば、それは同じことを言うことになると思いますが、そのときに言うべき目的は、エネルギーセキュリティの観点とか、いろいろな燃料サイクルを進める意義について、こういう議論があった結果、政策として、こう決まっておりますということを説明する。過去、一方的に政策が決まったわけではなくて、いろいろな議論を経て決まっている。その今の政策決定のプロセスは、かなり公開された、それを先ほどの北村先生のお話でアーカイブもされていますが、それを研究されている方がどれだけいらっしゃるかは別として、とにかく公開された場で議論をして、やってきたことについて、決まったことは国として

はきちつと説明する責任もあるし、住民の方に、そこはご理解をいただくという言葉を使いますが、もっとストレートには説明をして、それではご判断をいただくという、本当は、そういう2段階に分かれているのだと思います。そういう活動をしています。

(宗像委員)

先ほど私の説明が舌足らずだったところも含めて、補足させていただきます。全てのケースでいろいろなシンポジウムがあるわけですが、例えばプルサーマルのシンポジウムとかそういったものを例に取りますと、当然のことながら、自治体は安全協定を結んでおりますので、営業開始に対して事前同意を与えるかどうか判断する。それに当たっては、多くのケースでも議会がそういう安全委員会みたいなものを組織して、議員の方がそれなりに知見を深めて、多分、住民を代表してということになると思いますが、そういう試みをする。あるいは、自治体自身もシンポジウム、説明会を開催する。さらには、電力会社も説明会を開催する。そこである程度情報が行き渡ったという状況の中で、最終的に政策は国の方が決定していますので、最後に国の方から直接出向いて説明をする。こういう流れが多かったように感じました。

ですから、先ほど申し上げたように、それを出来レースというかどうかは別にして、どうしてもこれは私が調査チームの一員として調べていた中で一つ感じたことは、やはり国が出て行くのが、まさに最終局面、事前同意の直前に出て行っていた実態があつて、そういう局面に立たされたときに、どうしても無難にとういうところが作用するのかという感じはいたしました。ですから多分、もちろん国はそれ以外にもさまざまな試みとして説明会等を行っているわけですが、ある程度今回の調査で問題が出たケースは、最後の仕上げの部分がありましたので、そのシチュエーションの中に立たされた方たちのご苦勞の跡という受け止め方も私はしています。

(辰巳委員)

今の森本さんのご説明の中でちょっと気になったことがあります。確かに、そこに参加した人において理解されたというイメージですね。それはいろいろ聞いていると、そうかもしれないという気がしました。参加を要請して来てもらうという話も一方ではありますので。参加しなかった人のお腹の中に落ちるというお話はないですよ。それはもう参加しなければ仕方がないと思えるのか、その参加を要請するところのステップはどうかかなというのが少し気になります。

(森本課長)

シンポジウムは、例えば泊の例で申し上げますと、確か三百数十名です。泊村の人口からすればごく一部でしかない。ですが、一方で説明の機会というのはそれだけではなくて、これは国と電力会社が同じようなことを説明するように聞こえてしまうとイケないですが、泊発電所で何をやるかということは北海道電力が説明すべきことなので、自分たちがやるこういう行為について、恐らく泊もそうだと思いますが、基本的には全戸に説明の資料を持って行って説明、あるいは折り込みの説明資料を入れる。おそらく、すべての発電所は全戸にそういう形でやっていると思います。それより前に、何度もブロックごとの説明なども繰り返してやっておられます。

一方で、国が出て行くというのも、いろいろな小さい場面でもやっていますが、やはり宗像委員がさっきおっしゃったように、自治体の要望に沿って我々が行く場面というのは、そういう比較的最後の場面で、国として、もう1回説明に行きますということがあります。従って、情報なり説明という意味では、350人以外の方もかなりお持ちだと思います。その上で、会場に来られなかった方についてどうするかというのが、先ほどもちょっと出ました事後広報や映像を残す、そういうことで、少しでもやっているということはある。

ですから、最後の意見の集約は、シンポジウムなり、説明会に来られた方だけを対象にしているわけではなくて、それを何回も複数回、別の場所でやるようなケースもありますが、最後は、議会あるいは首長のところに、間接民主主義の中では意見集約がされているという前提のもとにある意味ではやられています。

(宗像委員)

ですから、自治体は住民が有権者という形で選出母体になっていますので、自治体は自治体で議員、首長も含めて意見の集約をするという作業は行っている上でのことですね。当然のことですが。

(佐倉委員)

ちょっとずれる、別のことでよろしいでしょうか。この規範なり、ここで出された意見なりが今後どういうふうに変化するのか実装されていくかということ。細かいところはさておき、非常にいいことが規範に書かれているわけですが、やはり時間が5年、10年たっていくと形骸化して、「そんなものあったけ」となるのはまだいいのかもしれませんが、形だけ残ってしまって、その形を遵守するようなことになってしまうと、今のこのシンポジウムとかの話もそうなのかもしれませんが、やること自体が目的化してしまい、先ほど出席者の数も、という話もありましたが、形を整えること自体に汲々としてしまう

と、どうしても本来の趣旨や役割とは違ったところに傾注してしまうことが、しばしばあるように思います。

原子力との関わりということで、私は個人的な背景を申しますと、東京電力の広報問題検討委員というのをやっていたことがあります。一般の広報に関することと、あと2年やったときは、柏崎刈羽の中越地震でちょっと問題がありまして、マスメディア対応、あるいは社会対応という不手際をどういうふうに直すかということで検討委員会がありまして、そこでディスカッションしたことがあります。そこには、ジャーナリストの方や危機管理の方など非常にいろいろな先生方がいらっしやいまして、とてもいい提言が出て、いい委員会だったなど、みんなが思ったのですが、今回の3.11の東京電力の記者会見を見て愕然といたしました。あそこで2年間かけて私たちが議論したことは何だったんだろうかと。何も反映されていない。そんなに急に変わるとはいくら何でも思いませんが、せめて100分の1でも実現されていないかと思いましたが、全くそういうことがなかったのです。

それが実現しなかったのは、なぜかというのは、たぶん、いろいろな構造的な原因があると思います。そのことはいいですが、やはりせっかくここで議論して規範を作ったら、それは血となり肉となるような部分まで含めて、何か具体的な仕組みづくりということをさっき宗像さんもおっしゃっていましたが、そこまで含めて、やや具体的な話にしておかないと、またこの同じ構造が残ったまま、規範だけ変えても、結局同じことが繰り返されていくでしょうし、原子力はしばらく続くわけでしょうし、これが例えば代替エネルギーになっても、代替エネルギーで同じようなことが起こったら、やはり何の意味もないわけです。ぜひ、健全な形で地元や国や電力会社も交えたステークホルダーの間での合意形成ができるような形になるような、何か実際にどうするということまで含めて、ご議論いただければと思った次第です。

(宗像委員)

今の点に関して私からも一つご意見を申し上げたいと思います。第三者調査委員会のお仕事を通じてかかわらせていただいていたわけですが、私自身は端的に申せば、公正性・透明性ということの一つのキーワードにして、どうであったかということ判断したわけですが、公正性・透明性が害されたという事案があったのかと聞かれば、私の個人的な見解としては、必ずしもそうではない。ただ、公正性や透明性らしさというのでしょうか、外からどう見えたかということ、これはやや問題があった。それをもって不適切と申し上げたつもりです。

ですから、公正性・透明性、もちろん事案によって濃淡はありますが、適切かどうかと  
いうことで議論した際には、やっておられる方、あるいはそれに関係された方、そのこと  
とは違う公正性や透明性を犠牲にして何かを達成しようとしたというような意味での公正  
性・透明性との観点での不適切ということではなく、やはり国である以上、国民から見た  
ときに「らしさ」が要求されるであろうと。まさに「李下に冠を正さず」ではないけれど  
も、実際に公正性・透明性を損なわれたということではなく、その「らしさ」が失われ  
たのではないか。それに影響を及ぼしたような事象ではなかったか、ということが一つの  
キーワードだったのかなと思います。

ですから、先ほどの先生のご発言に引き続いて言えば、仕組みづくりという意味では、  
やはり「らしさ」ということが非常に重要なのかなと。特に、公正性・透明性はもちろん  
一定の定義はありますが、これとて、やはり社会通念が動けば、多分、3.11 以前の公正性・  
透明性と 3.11 以降の公正性・透明性は具体的に本当に同じなのか。概念としては同じでも、  
具体的に同じなのかというのは少々疑問があるところのような気がしますので、そういう  
意味での「らしさ」を保つような仕組みを、是非ご検討いただきたいと思います。

やはり、ここまでは例えばセーフです、ここまではアウトですと線引きをして終わり  
というよりは、むしろ常にそのこと、その線引き自体を世間と国民に問うという仕組みが必  
要なのかという気はいたします。

(北村委員)

お二人に続いて、僕も基本的には同じことを申し上げたい。要するに、行政の方、国  
の方というのは、いろいろな形で自分で精いっぱい責任を背負おうとなさっているように思  
います。でも、こういうときに公正だったか透明だったかというのは、最終的には受け取  
る国民側がどういうふうにするか。今の「らしさ」という言葉はそれに関連していると思  
います。あることないことを言って人をだましたという話ではないわけです。しかしなが  
ら、公正さを疑わせるということは極めて今の社会において罪は重いのだということを、  
言葉的にはご理解いただいていると思います。ただ、実態として例えば 23 ページの「組織  
としてのガバナンスの機能不全」にあります、「幹部を含む多くの職員らに対するヒアリ  
ングの結果、幹部職員が自らの組織での不適切な行為を把握せず、結果として何ら具体的  
な改善策が講じられなかった」というのは、調査委員会の方々がいろいろ文章を作られる  
ときにもご苦労があった部分かと拝察します。決してこれは資源エネルギー庁の方もとい  
うわけではなく、日本の社会はもともとはこういう社会だったわけでしょう。上の恥は下

がかぶるとか、それはもう長いわれわれの伝統の中に多分染みついている部分があります。大きい組織になればなるほど、外にはあまり組織全体を傷つけないようにするということは、今更言うまでもなく染み込んでいる体質なわけです。これに対して正面から、「いや、それではいけない」と宣言するからには、相当な覚悟がないと駄目だと思います。

私はもちろん後ろ向きなことを申し上げているのではなくて、この規定はそのとおりだと思いますが、大変に重いことをおっしゃっている。その重さを具体的に形にしていくことは、相当な汗と力業か何かが必要だろうと思います。これは、この先のこういう場でも具体的にご議論させていただきたいと思いますが、一応、両先生がおっしゃったこととそのまま同じ路線で付け加えさせていただきました。

(小林委員長)

ありがとうございます。それでは最後に。

(辰巳委員)

最後、すみません。ちょっと言葉遣いで気になったのですが、公正性・透明性「らしさ」という単語だけが言葉で残ると、違ったように取られることもあります。だから、今のお言葉は、本意は違うのは分かっていますので、もうちょっと何か形を変えた方が私はいいように思います。

(小林委員長)

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、「らしさ」という言い方が含む別のニュアンスがあります。今、文脈の中ではその辰巳さんがおっしゃったのとは違いますが、それが言葉として独り歩きすると非常に危険だということで、そのあたりの表現は考えたいと思います。より重要な点は、宗像さんがおっしゃったのは、定義をして終わりという議論ではなく、こういう概念が抽象的に定義するのではなく、現実の社会の中でダイナミックにある程度動いていくプロセスそのものの中で公正さというものが理解されていくという、そのプロセスのことをおっしゃっていると私は思っております。

今日、割と短時間でしたが、かなり根本的な議論のところから入ることができたことを大変感謝いたします。最後に北村さんがおっしゃったように、多分、われわれの社会の中に巣くっている基本的なものの考え方とか、そういうものとどうしてもぶつかるような場面がこれから出てくると思います。やはり、3.11が突き付けているのはそれくらい大きな問題です。ですから、これは官庁の体質がどうのこうのというだけの問題ではなく、至る所でこのような問題が実は気付かれてしまっている。ここで頑張ってみるというのが大事

だろうと思います。

次回どうするかということをごさまとメールなどでやりとりをしてご相談したいと思いますが、幾つか具体的にこんなやり方をしてきたときにうまくいったというものをご紹介いただくことも、これは資源エネルギー庁のこれからの皆さんにも参考になろうかと思えますし、具体的な問題を少し扱えればと思っております。例えば、佐倉さんが先ほど東京電力のところでなされた報告書なんかについてご紹介いただくというのも面白いかなと思いました。北村さんもいろいろと実際にコミュニケーションの実験をたくさんなさっております。こういうものを素材にして、もう少し具体とつながった議論を継続できればと思っております。

### 3. 閉会

(小林委員長)

大体、予定しておりました時間になりましたので、日程等の調整は事務局の方で、また改めてご連絡いたします。それでは、第1回の原子力広聴・広報アドバイザー・ボードを閉会します。長時間にわたり非常に熱心なご議論、ありがとうございました。

問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課

電話：03-3501-1746

F A X：03-3501-3675